

議 長 日程第2「認定第2号平成28年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 おはようございます。平成28年度国民健康保険事業特別会計決算について説明させていただきます。

松田町の人口は約1万1,000人でございますが、国保被保険者は3,000人を割り、人口の4分の1強、2,874人となっております。さらに国保加入者の6割が60歳以上という状況でございます。歳入では景気は回復傾向にあるものの、税制改革の影響により町民所得が減少し、それは国保税にも影響しております。これに対して歳出では有病率の高い高齢者の増加や医療技術の進歩等に伴い、医療費は増加傾向、高めに推移し、一般会計からの法定外繰り入れによって収支のバランスを保っているのが現状で、財政運営は繰越金を得たものの、極めて厳しい状況にあることには変わりはありません。

こうした中、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保するため、平成24年度に国保税の14.2%の税率改定を行い、また今年度も14.3%の税率改定を行うこととなりました。また税務課と連携をとり、税の収納率の向上及び強化を図り、さらに保健事業では子育て健康課に預託し、生活習慣病予防のための特定健診、特定保健指導事業を行い、病気の早期発見・早期治療に努めております。来年度に行われる国保税制度改革による都道府県の財政運営の主体としての参入に向けて準備を行ってるところでございます。

平成28年度決算額でございます。210ページ、実質収支に関する調書をお開きください。1の歳入総額は16億9,151万4,542円、2の歳出総額は15億3,240万8,083円、3の歳入歳出差引額は1億5,910万6,459円となっております。被保険者は年度平均2,994人、被保険者1人当たりの医療費は38万5,501円となっております。

それでは歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。次のページをお開きください。歳入でございます。款の1国民健康保険税につきましては、予算額2億8,772万3,000円に対しまして、収入済額2億8,209万7,704円。前年度比較6.6%の減となりました。前年度に比べまして減となりましたのは、

軽減割合の見直しをしたことと被保険者数の減少が主な要因でございます。なお収納率につきましては現年度分が95.38%の収納率で、前年度比較0.1ポイントの増、滞納繰越分が25.98%で、前年度比較1.5ポイントの減となり、全体では84.29%で0.36ポイントの増となりました。今後もさらなる収納率の向上に努めたいと思っております。不納欠損額は263万6,100円、51件、36人分でございます。収入未済額は4,994万2,026円、3,633件、258人分となっております。前年度より金額といたしましては約400万円減らすことができております。なお、不納欠損の内訳でございますが、5年経過した消滅時効によるものが20件、18人。何らかの理由により執行停止して3年経過したものが26件、17人。死亡や行方不明で徴収することができないことが明らかであることによる即時消滅が5件、1人となっております。なお、現在までの滞納繰越分の収納状況でございますが、平成29年8月までで470万円を収納しております。年度末の資格者証の発行は21世帯、短期証の発行は34世帯となります。

次のページをお開きください。款3国庫支出金につきましては、収入済額3億909万2,668円で、前年度比較16.9%の増となりました。主なものは療養給付費にかかる負担金や、市町村の財政力格差を調整するために交付される財政調整交付金の増でございます。

次に、款の4療養給付費交付金につきましては、収入済額4,050万6,350円で、前年度比較67.2%の減となっております。これは退職被保険者の医療費に対する交付金や、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金相当額を超えた額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございますが、大幅に減少した要因は対象者が減ったことでございます。

続きまして、款の5前期高齢者交付金につきましては、収入済額4億667万5,161円、ほぼ前年度並みでございます。これは65歳から74歳までの前期高齢者を多く抱える保険者間での財政調整を行う交付金でございます。加入割合によって社会保険診療報酬支払基金から交付されているものでございます。

次のページをお願いいたします。款の6県支出金につきましては、収入済額8,156万8,281円で、前年度比較16.1%の増となっております。主なものは高額医療費にかかる負担金や、市町村の財政力格差を調整するために交付される財

政調整交付金となります。

款の7 共同事業交付金につきましては、収入済額3億5,670万9,241円でございます。前年度比較13.1%の増となっております。これは一定額を超える高額医療費が発生した場合に交付されるものでございます。

款の9 繰入金につきましては、収入済額1億819万8,302円で、前年度比較13.3%の減となっております。繰入金には国・県の国民健康保険基盤安定制度負担金、4,270万円が充当されております。

次のページをお願いいたします。備考欄にございますが、節の1から4までは法定繰出金基準に基づき一般会計から繰り入れた交付税措置される法定分でございます。合計で8,819万8,302円となります。節の5は国保会計の不足分を一般会計から補っている法定外繰入分2,000万円でございます。目の2 基金繰入金につきましては、療養給付費に充てるため、12月議会で補正したものでございますが、見込んでいたほど保険給付費が伸びなかったことから、基金を取り崩さずに済みました。

款の10、平成27年度からの繰越金は5,198万1,735円となりました。

款の11 諸収入につきましては、収入済額439万7,500円となっております。主なものは、項の1 延滞金、加算金及び過料の保険税の延滞金と、次のページにわたりますが、項の4 雑入の第三者行為による納付金になります。

款の12 町債につきましては、収入済額5,000万円となっております。保険給付費の増数対策として県の貸付金を借り入れております。

次のページをお願いいたします。失礼いたしました、次の次のページをお願いいたします。歳出でございます。款の1 総務費につきましては、支出済額は2,819万7,099円となっております。支出の主なものは、職員3名分の人件費、レセプト点検員等2名分の賃金、被保険者証の発行にかかる郵送料などの一般管理的な事務経費、システムに関する経費。次のページをお願いいたします。収納対策員1名の報酬と運営協議会費などでございます。前年度に比べて職員の人件費が減となっております。

中段になりますが、款の2 保険給付費につきましては、支出済額9億7,739万1,494円、前年度比較4.2%の減となっております。平成27年度に10億円超え

の過去最高額を記録したところでございますが、平成28年度につきましては被保険者数は減ってはいるものの、被保険者の高齢化が進んでいることや医療技術の高度化により、依然として高額なところで推移しております。この保険給付費でございますが、被保険者1人当たりの医療費は、先ほど申し上げましたとおり38万5,501円となっております。

次のページをお願いいたします。項の2高額療養費は1億1,894万8,029円と前年度同様高額で推移しております。次に、1つ飛びましてその下になりますが、項の4出産育児一時金につきましては6件で、252万1,260円となっております。最下段の葬祭諸費につきましては、1件5万円で、23件分115万円となっております。

次のページをお開きください。款の3後期高齢者支援金等につきましては、支出済額1億6,273万5,240円、前年度比較6.4%の減となっております。これは後期高齢者医療制度の保険給付費等に充てるため、各保険者が加入者数に応じて負担するもので、社会保険診療報酬支払基金に支払ったものでございます。

款の4前期高齢者納付金等につきましては、支出済額11万6,015円となっております。これは前期高齢者が国民健康保険に多く加入していることによる負担の不均衡を調整する仕組みとして、前期高齢者の給付費等を各医療保険者が加入者数に応じて負担するものでございます。

次の款の5老人保健拠出金はごらんとおりでございます。後期高齢者医療制度の前の老人保健制度のときの清算金となっております。

最下段、款の6介護納付金につきましては、支出済額6,384万9,157円、前年度比較11.8%の減となっております。これは介護保険の2号被保険者の人数、1人当たり介護納付金の負担額で法令に基づき算出されるものでございます。こちらのほうも診療支払基金のほうに支払っております。

次のページをお願いいたします。款の7共同事業拠出金につきましては、支出済額2億9,340万4,087円となっております。これは高額な医療費の発生により、保険者の財政運営が不安定になることを緩和するために各市町村が負担し合う共同安定化事業への拠出金でございます。

次に、款の8保健事業費につきましては、支出済額559万6,486円となっております。特定健康診査、特定保健指導に関する費用や、医療費通知などの発行に関する経費でございます。40歳から74歳となる被保険者の特定健診の法定報告でございますが、対象人数は2,158人、受診者数は637人、受診率は29.5%でございます。特定保健指導の対象者は、積極的指導が11人、動機づけ指導が68人で行われました。参加者は41人となっております。また、そのほか人間ドックの補助金につきましては70人分をお支払いしております。

次のページをお願いいたします。中段の款の11諸支出金につきましては、支出済額111万3,268円となっております。保険税の還付金、過年度保健事業の精算にかかる国庫補助金の返還金が主な支出となっております。

次のページをお願いいたします。款の12予備費につきましては特に充用はございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 8 番 小 澤 ちょっと説明をお願いしたいと思うんですけども。保険給付費が前年に比べては下がっているんですけども、これは27年度が特別にかかったということですか。ことしはそうした下がったこういう理由があったとか、そういうことは。その辺ちょっと説明をお願いします。
- 参事兼町民課長 ただいまの小澤議員の御質問にお答えさせていただきます。説明でも申し上げましたとおり、被保険者数が減りましたことが主な要因でございます。例えば、保険給付費のページをちょっとおあげいただきたいんですが。226ページをすいませんが開きいただきましてですね、前年度と比較しまして、変わっておりますのが4.2%の減ということでございますが、4,302万3,821円の減となっております。27年度につきましては、先ほど申し上げたとおり被保険者数が3,000人を超えている状態でございます。前年度と比べますと年間平均で96人減ってる状態でございます。やっぱり100人ほどやっぱり人数が減りますと、かなり減ってくるように思われます。また、ただ高齢者の増加によりまして、一部分の保険給付費については伸びはございますので、そこは横ばい状態

というふうに御解釈いただければと思います。以上でございます。

8 番 小 澤 確かにこの保険給付費の中で、高額療養費は相変わらず伸びが続いているというように、保険者数が減っているからということなんですけれども。特別会計の一番終わりにあります国民健康保険の数字が出ていますけれども、平成28年度の1人当たりの保険税が約9万4,000円、給付費のほうは38万5,000円という数字出ています。これは県の平均値というのはどれぐらいになっているんですか。

参事兼町民課長 また県の平均値につきましては27年度のデータが一番直近のものでございますので、参考程度にお聞きいただきたいんですが。昨年度の松田町の平均の国保税が9万4,105円でございます。県下の平均が9万9,312円でございます。また、町村の平均では10万3,918円で、高いほうではないと思われまふ。以上でございます。

8 番 小 澤 1人当たりの医療費は。

参事兼町民課長 すいません、少々お時間をいただきたいところではございますが、国のほうの医療費のほうの平均が今出ておまして、それも27年度が直近でございます。そちらのほうは…お調べさせていただければすぐ出てくるんですけど、ちょっとお時間いただきたいと思ひます。申しわけございません。

8 番 小 澤 新聞等で見えていますとね、療養諸費の部分が大体50万ぐらいになつてゐるのかなという感じも受けているわけですよ。この松田町のこの数字が、県の平均よりも低いのかどうか。特に、こういった町村になりますので、その辺がどれぐらいになつてゐるのかということ。そしてまた、県のほうに移管されたときに、やっぱり一番心配しているのは、どれぐらいの額を上げざるを得ないのかという点がありますね。その辺がちょっと一番心配になつてゐるんですけども。これは県によつてもね、ばらつきが非常に大きい。1つの県の中の高いところ低いところのばらつきが非常に大きくて、それでどこの県も今、非常に困つてゐるという話は聞いてます。今回、県のほうで一括でやるということになると、一般会計からの繰越金を…繰入金ね、一般会計からの繰入金は認めないよというんで、これは法定外の部分は認めませんよと言つてゐるのか、今やつてゐる法定内の繰入金についても、ということなんですか。その辺はどうで

すか。

参事兼町民課長 御質問ありがとうございます。法定外の繰入金の考え方、特に来年度に関してということで御質問のほう承っておりますが、実は納付金の金額というものが、この間補正予算の御質問のときにお答えさせていただいたとおり、仮の計数が出始めてますよというお話をさせていただいたところでございますが。松田町の保険者の構造といたしまして、所得が安定しない層が多いということもございまして、保険税で全てを賄えるというところはちょっと危ぶまれております。となりますと、県のほうには一応要望させていただいてはいるんですけど、例えば3年平均で平準化させていただいた状態で、納付金の波が来ないような形にさせていただくのか、波が来たとしても上回ったときの部分のところを、例えば財政調整基金のほうに積んである金額がもしあれば、そちらのほうから支出していく。それが足らなければ、しばらくの間はその法定外の繰入金のほうもお願いしないといけない事態になるのではないかというふうに危惧はしております。またこちらにつきましては運営協議会ともども、ちょっと相談させていただきながら、また議会のほうに御相談させていただきたいと思っております。また理事者ともども、その辺のところの財政状況のところについては検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

8 番 小 澤 私がさっき質問した一般会計からの繰入金については、原則としてそれはだめですよということなんですか。法定外は多分もうこれはだめでしょうけれども、今出している法定内の部分について、これもだめということなのか。その辺はまだどうなんですか、はっきりしてると思うんですけども。

参事兼町民課長 ただいまの御質問に回答させていただきます。法定内の繰入金は人件費等のこともございまして、それは現行どおりでございます。法定外の部分につきまして、先ほど申し上げましたとおり、納付金の平準化ができない状態であれば、そちらのほうの御支援を賜らなければいけない事態もあるかというふうに考えております。以上でございます。

8 番 小 澤 心配してたのは、法定外の繰り入れ部分だけでしたらね、金額的にもそんなに出ないんで、ちょっとひと安心する部分もあるんですけども。もう一つ何かを忘れてるんだけど…。いずれにしても、やはりこの国民健康保険自体がか

なり高齢化、人口減少の中で行き詰まっていることだけはもう間違いない事態であって、これは早くですね、やはり県のほうも、おたくの町はこうなりますよというものをやっぱり早く示していただきたい。国のほうとしては激変緩和措置で1,700億かな、何か用意してて、これで対応しますよというようなことも言っていますけれどもね、果たしてその影響がこの松田町にどう出てくるのか。この辺は10月半ばごろにはその辺の概要の説明をしていただけると、こういうようなお話でありますのでね。それを期待していますけれども。ただ、この国保の問題、大変な大きな問題を抱えているし、そして今お話があったように、どちらかと言えば自営業者があって、所得がなかなか低い層に集中している部分があって、そういう人たちにですね、やはり例えば年間1万円とか2万円の増になってくると、やっぱりそれが消費にも影響してきますのでね、生活のほうにも大変な影響出てきます。そういう心配がありますのでね、やはり10月のその課長の説明を、具体的な説明をぜひお願いをしたいと思っていますので。これで終わります。

議

長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。認定第2号平成28年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。